

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業の実態等

本町における人口は平成7年の10,398人をピークに人口減少が始まっており、今後は人口減少と少子高齢化が同時に進行し、平成52年には65歳以上の人口比率は40%を超え、0～14歳の年少人口と65歳以上の高齢者人口の合計が15歳～64歳の現役世代の人口を上回るようになると推計されるため、今後、中小企業事業所においては、高齢化や後継不足による廃業が深刻化することが見込まれる。

また、本町の産業の特性として、東名高速道路秦野中井インターチェンジに隣接した「グリーンテクなかい」には先端技術や物流関係の企業が数多く立地しており、昼夜間人口比率が123.8%（平成27年国勢調査）となり、昼間人口は夜間人口を大きく上回っている。この特徴を維持しながら企業の流出を防ぐ一方で、地元中小企業の活性化については第一次産業が5.7%、第二次産業が41.1%、第三次産業が53.2%（平成27年国勢調査）となり、神奈川県平均及び全国平均と比較して第一次産業及び第二次産業の従事割合が高い状況である。

さらに、本町は、町内注法企業の健全な発展及び振興を図ることを目的に、町内の金融機関と連携し、中小企業の事業活動に必要な資金の融資を行う「中井町中小企業振興融資制度」を平成7年より施行しているが、今後、更なる産業の競争力の強化に向けて、中小企業における労働生産性の向上を図り、人手不足の解消や付加価値額及び所得の工場につなげる必要がある。

(2) 目標

前述の中井町中小企業振興融資制度において、平成29年度の認定事業者件数が6件であり、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させることによる、労働生産性の向上を促し、中小企業における人手不足の解消、付加価値額や所得の向上につなげ、更なる発展を目指し、先端設備導入計画の認定数は1年間に10件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は中井町全域とする。

(2) 対象業種・事業

幅広い中小企業者の取組を支援するため、本計画において対象業種は全ての業種を対象とする。また、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認可の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。